

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

曾於市は、鹿児島県本土の東部、大隅半島の北部に位置する市で、平成17年7月1日、曾於郡の末吉町・財部町・大隅町が合併したまちである。畜産や畑作を中心とした農畜産業が盛んな地域で商工業についても畜産に関連した業種が数多く存在している。旧末吉町・財部町を中心に隣接する宮崎県都城市と日常生活や文化面でのつながりが深く、都城都市圏の範囲内である。

人口は、平成17年の合併当初の42,200人に対し、令和2年の国勢調査の結果をみると、33,300人と減少に歯止めがかからない状況にある。

本市の第2次総合振興計画では、「豊かな自然の中で みんなが創る 笑顔輝く元気なまち」を市の将来像に定めながら、豊かな自然環境を活かした産業の振興を目指している。

産業構造について、市内総生産では基幹産業である農林畜産業に関連した第1次産業が大部分の割合を占め、次いで第2次産業、第3次産業となっている。合併当時の平成17年度の市町村内総生産と比較すると、第1次産業と第2次産業は減少し、第3次産業ではわずかに増加している状況である。

就業人口は、以前と比較すると第1次産業・第2次産業就業者の割合が減少、その分第3次産業就業者の割合が増えているが、第1次産業就業者の減少が著しい状況にある。

また、曾於市の中小企業者においても、実態は人手不足や後継者不足に悩まされており、このような現状を放置すれば、域内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、先端設備等の導入を行い、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させ、経営を安定させることで、人手不足や後継者不足等の課題に対応した事業基盤を構築させることが喫緊の課題である。

(2) 目標

本市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、大隅地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本市では、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、サービス業等と多岐にわたり、多様な業種が本市の経済、雇用を支えている。そういった背景から、多種産業の多様な設備投資を支援する本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市は、都城盆地の一角をなし、平地から山間地にかけての傾斜が多い中山間地域である。この地域内に多様な業種の事業者が混在しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

また、本市は製造業・サービス業等多岐にわたり、多様な業種が本市の経済基盤を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月23日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ その他、市長が適格と認めない者に関しては認めないものとする。